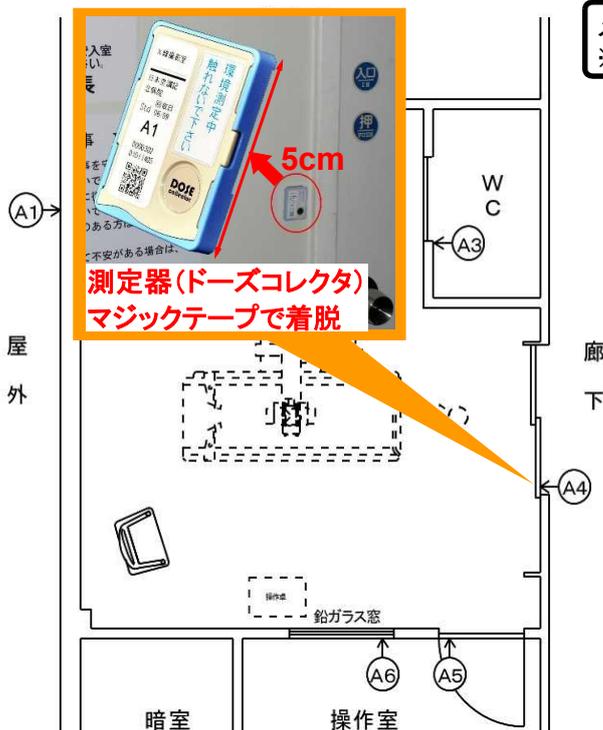


●当測定商品は、法規制のX線診療室における管理区域境界等の放射線量を測定するサービスで、メーカーが送付した小型測定器を医療機関の方が指定された場所に貼り付け、ご返送戴くシステムです。メーカー担当者が同作業をおこなう事は出来ません。予めご了承下さい。測定機関：日本空調サービス株式会社



メーカーから測定パックを送付
※1室6カ所測定を基本

予め設定したポイント図に従って、
測定器をマジックテープ（同封）で設置

約1ヶ月設置後、測定器を取り外し、
返信用封筒でメーカーに返送

後日、作業環境測定士の
所見付きの報告書を郵送

手軽
高性能

医療法施行規則第30条の22等の関係法令により「半年に一度」X線診療室の放射線量測定を実施し、その結果に関する記録を5年間保存することが義務付けられています。

報告書は、「放射線障害の発生するおそれのある場所の測定記録」として、そのまま利用できます。

通常価格：22,000円（税込）1室 6カ所測定（1回分）

※ 歯科医師協同組合員様には、**特別価格 19,800円（税込）** で、ご提供致します。
1室 6カ所測定（1回分） 年間 39,600円

測定点数が増える場合や、2室以上の場合も対応可能です。※ 価格はお問い合わせ下さい。

「ドーズコレクタ測定サービス」お申込み書

※下記へゴム印の押印又はご記入下さい。

医院・病院名			
住所	〒 -		
管理者名		TEL	
ご担当者名		FAX	

※下記へご記入下さい。

○測定開始ご希望日 _____ 月 _____ 日から測定開始希望

○測定周期 _____ 法令通り半年に1度の定期測定となります。

※ **ドーズコレクタ測定サービスのお申込みの際には、必ず本用紙へのご記入とX線室の平面図（X線室とその周辺の状況が判別できるもの）を、FAXなどで御同送下さいますようお願い致します。**

●ご記入戴きました住所・氏名などの個人情報は、お客様の断り無く、本業務遂行以外の目的では使用致しません。

●本申込をもって、裏面の「ドーズコレクタ規約」をご了承いただいた事とさせていただきます。

ドーズコレクタ規約

ドーズコレクタの申込の契約内容条件等は、次に示す規約によりますので、必ずご一読下さるようお願い致します。

(総則)

第 1 条 本規約は、日本空調サービス株式会社（以下、「乙」という。）とお客様（法人にあっては、代表者とします。以下、「甲」という。）との間で実施される、ドーズコレクタを用いた環境放射線量測定サービスについて適用されます。

- 乙は、前項にかかわらずこの規約の趣旨、および法令に反しない範囲で特別契約に応じることができます。

(ドーズコレクタ)

第 2 条 ドーズコレクタとは、乙が開発した積算型放射線量測定器であり、乙がドーズコレクタを甲に貸与し、放射線施設等を対象とした環境放射線量を測定するサービスの事をいいます。

(契約)

第 3 条 本契約は、申込の登録をもって始まり、申込の契約期間終了日に終了します。

- 契約期間は、申込の登録から1年を基本とし、6か月毎に1回（1年に2回）の測定を行います。

(測定値)

第 4 条 乙が測定する環境放射線量の測定値とは、1 cm線量当量になります。

(運用)

第 5 条 乙より甲にドーズコレクタを一定期間貸与・送付し、甲はそれを一定期間（ドーズコレクタ送付案内に記載の設置予定日～回収予定日とします。以下、「設置期間」という。）設置し、貸与されたドーズコレクタを乙へ返却します。乙は返送されたドーズコレクタを測定して測定値を求め、甲に報告書を提出することを基本とします。

- 乙は甲よりドーズコレクタの申込を受けた時は、申込内容に従って貸与・送付し、速やかに測定して、報告するものとします。
- 甲はドーズコレクタを正しく操作・運用したことを確認するための確認表を乙に提出するものとします。乙は甲より提出された確認表により、ドーズコレクタが正しく運用されたものとして、測定結果を評価し、報告書を提出するものとします。
- 乙は、甲がドーズコレクタを正しく利用できるように取扱説明書等を提示するものとし、その内容を変更した場合も速やかに甲に通知することとします。
- 乙は甲に貸与したドーズコレクタの返却が無い場合は、次回以降のドーズコレクタの貸与・送付は行わないこととします。
- 乙の指定した設置期間の翌月を返却予定日とします。

(測定値の承認)

第 6 条 乙は、貸与・送付したドーズコレクタが正しく使用したことを確認するために甲から提出された確認表により、測定結果を評価し、報告書を作成しますが、測定結果が甲の作業環境等の実情を検討して妥当であるかどうかの評価と、測定結果の最終的な承認は甲が行うこととします。

- 甲が測定結果を承認できない場合は、速やかにその旨を乙に連絡したうえで、測定結果を無効とすることができます。またそのような連絡がない場合は、甲が測定結果を承認したものとします。

(運用者の決定)

第 7 条 甲はドーズコレクタの使用に際し、運用者を定め、正しく運用できるように努めることとします。

(弁済義務)

第 8 条 甲の責に帰すべき事由により、乙より貸与を受けた物品を紛失（返却予定日より3か月経過した場合は、紛失とみなす）・破損した場合、甲は乙に対し代替物品または対価をもって弁済する義務を負います。

(解約)

第 9 条 甲は特別な定めがない限り、契約期間中といえども1か月の予告期間において、ドーズコレクタの一部または全部を解約することができます。但し、すでに乙から甲に貸与・送付されたドーズコレクタの測定については解約することができません。

(ドーズコレクタの自動継続)

第 10 条 ドーズコレクタの継続は、契約期間の最終日の1か月前までに別段の申し出がない場合は、自動的に継続が成立したものとし、以後もこれを繰り返します。

(担保責任)

第 11 条 乙は甲に対して貸与・送付するドーズコレクタが正常な機能を有していることを担保し、このドーズコレクタが甲により正しく使用された時の測定値について担保します。

(測定料金の支払い)

第 12 条 甲は、乙より貸与・送付されたドーズコレクタを受領したとき、乙に測定料金を支払うことを基本とします。

- 次の各号に示す甲の都合に起因する事由により、測定値が求められないような場合についても、甲は乙に測定料金を支払うものとします。
 - 甲の都合により任意に使用しなかった場合
 - 乙より甲に貸与したドーズコレクタの返却が返却予定日より3か月を過ぎても無い場合
 - ドーズコレクタを正しく使用していない等の甲に起因する事由により、測定値を求めることができない場合

(解除)

第 13 条 甲が次の各号に一つでも該当した場合、乙はドーズコレクタ契約を解除することができます。この場合、甲は乙に対し未払いの測定料金その他の金額債務全額を直ちに支払い、なお乙に損害がある時はこれを賠償することとします。

- 測定料金の支払いを遅延し、または本規約の各条項に違反したとき
- 支払いを停止し、または手形、小切手を不渡りにしたとき
- 事業を休廃止し、または解散したとき

(秘密保持)

第 14 条 乙はドーズコレクタを通じて知り得た甲の情報について、第三者に漏洩することはできません。但し、甲を特定するような情報を一切除いた、測定結果等を統計資料として公表することは可能とします。

(消費税などの負担)

第 15 条 甲は、乙に対し測定料金に対する消費税法の所定の税率による消費税額を、測定料金に付加して支払うものとします。

(特約事項)

第 16 条 ドーズコレクタについて別途書面により特約した場合は、その契約と一体となり、ドーズコレクタ契約を補完、修正することを認めます。

(裁判管轄)

第 17 条 本契約についての紛争は誠意をもって解決を図る事としますが、訴訟を必要とした場合は、乙の本社を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(規約の変更)

第 18 条 乙は甲の了承無く、本規約の変更を行うことがあります。乙が甲に対して変更の通知した後、ドーズコレクタをご使用された場合には、規約の変更を承認したものとします。